

岩手県告示第449号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可した。

令和5年9月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託

（1）賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者 新山文雄ほか63名（別紙のとおり。）

（2）賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける土地 九戸郡野田村大字野田第31地割269番1ほか430筆（別紙のとおり。）

2 認可年月日 令和5年9月7日

備考 「別紙」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課に備えておいて縦覧に供する。